

柏市障がい者スポーツ推進連絡会設置要領

制定 平成30年10月 9日

施行 平成30年10月 9日

(設置目的)

第1条 障がいの有無に関わらず、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現を目指し、気軽にスポーツを楽しむ環境を整えるため、柏市障がい者スポーツ推進連絡会（以下、「連絡会」という。）を置く。

(事業内容)

第2条 前項の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 障がい者のスポーツに関する研修や講習の開催に関する事
- (2) 障がい者が参加できるスポーツイベントの企画・運営に関する事
- (3) 障がい者のスポーツの周知に関する事
- (4) 障がい者のスポーツについての情報提供に関する事
- (5) 前4号に掲げるもののほか、連絡会の目的を達成するために必要な事

(組織)

第3条 連絡会は、次に掲げる者を構成員として組織する。

- (1) スポーツ課
- (2) 障害福祉課
- (3) 社会福祉法人 柏市社会福祉協議会
- (4) NPO法人 スマイルクラブ
- (5) 柏市スポーツ推進委員協議会
- (6) 柏市心身障害者福祉連絡協議会
- (7) その他関係団体

(会長及び副会長)

第4条 連絡会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、構成員の互選によってこれを定める。

(会議)

第5条 連絡会の会議（以下、「会議」という。）は、会長が必要に応じて召集する。

2 連絡会は、必要に応じて構成員以外の者の出席者を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第6条 連絡会の庶務は、スポーツ課において行う。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

附 則

この要領は、平成30年10月 9日から施行する。